

生涯学習活動バス運行補助事業について

1. 制度の内容

町民の学習意欲の向上と併せて住民の福祉向上に資するため、生涯学習活動のためのバス借上料の一部を補助する。

2. 対象団体

(1) 婦人会、(2) 青年団体、(3) 集落、(4) その他の生涯学習団体

3. 対象活動

- (1) 視察、研修又は学習活動
- (2) 他地域との交流活動
- (3) その他、町長が特に必要と認める活動

4. 補助要件

- (1) 参加人員が10名以上の日帰り事業であること
- (2) バス等の乗車人数が車両定員の半数以上（小型バスの場合は11名以上）であること
- (3) (直接バス運行事業に係る) 他の補助金を受けていないこと
- (4) 政治活動、宗教活動及び営利を目的としたものでないこと
- (5) 公序良俗及び関係法令等に反するものでないこと

5. 補助割合

対象団体	補助金の額
婦人会、青年団体、集落	補助対象経費の全額
その他の生涯学習団体	補助対象経費の半額

6. 利用回数

同一団体につき同一年度内に1回まで。

7. 補助対象経費

バス借上料（運転手賃金及び燃料費を含む）。

※有料道路通行料、駐車場の使用料、キャンセル料、運転手昼食代、保険料、宿泊料、その他の付帯費用は対象としない。

8. 申請交付手順

①[対象団体] 補助申請提出（補助金交付申請書、予算書、見積書等その他資料）

①-2 [町] 内容を確認し交付決定（交付決定通知書）

②[対象団体] （概算払が必要な場合）概算払請求（概算払請求書）

②-2 [町] 概算払金振込

③[対象団体] 増額又は20%以上の減額変更がある場合は変更申請提出（変更承認申請書、その他資料）

③-2 [町] 変更交付決定（変更交付決定通知）

＜事業実施＞

④[対象団体] 事業実績報告提出（実績報告書、収支清算書、領収証(写)等その他資料）

④-2 [町] 事業実績確認

⑤[対象団体] （概算払に不足がある場合）補助金交付請求（補助金交付請求書）

⑤-2 [町] [概算払金に追加がある場合]補助金振込